

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 中華精測が Technoprobe 社に訴えられた特許権侵害訴訟で中間判決
- 02 経済部が「量子産業技術推進オフィス」を設置
- 03 台仏間の産業革新協力は重要な段階へ、6件のR&D提携プロジェクトが始動
- 04 2025年税関が摘発した模造品トップ3は、タバコ、医薬品、衣類

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 特許実案意匠
審判理由で引用された無効審判の証拠内容が、審判請求理由で提出された証拠及び理由の範囲を逸脱しないならば、「職権審理」ではない

Attorneys-at-Law

今月のトピックス

J260402Y1

01 中華精測が Technoprobe 社に訴えられた特許権侵害訴訟で中間判決

中華精測科技股份有限公司 (Chunghwa Precision Test Tech. Co., Ltd.、以下「中華精測」)は、(上場企業による)重要事実の開示を行い、イタリア企業である Technoprobe S.P.A.から提起された特許権侵害訴訟の進行状況を説明した。

中華精測によると、本件は Technoprobe 社が知的財産及び商事裁判所に対して、中華精測が Technoprobe 社の台湾 I705249 号特許「テストヘッド用の複数のコンタクトプローブを含む半製品および関連する製造方法」(係争特許)の特許権を侵害しているとして民事訴訟を提起し、損害賠償として 3165 万新台湾ドルを請求していた。同裁判所が一年余り審理した結果、2026 年 4 月 2 日中間判決に中間判決を下し、中華精測で証拠保全を行った際に実験中であったプローブの半製品が係争特許の請求項 1、17 の範囲に入っていると判定した。裁判所は今後損害賠償額について審理を続ける。中華精測は一審の終局判決後に上訴により救済を求めることができる。(2026 年 4 月)

J260427Y5

02 経済部が「量子産業技術推進オフィス」を設置

経済部は 2026 年 4 月 27 日、「量子産業技術推進オフィス (Quantum Industry Technology Promotion Office, QITPO)」の設立を正式に発表した。経済部では、これは単なる部門の設置ではなく、台湾を「シリコンアイランド」から「量子アイランド」へと転換させるという堅い決意を現実のものとしようとしていることを示すものであり、同オフィスは「重要な推進者」と「リソース統合者」の役割を担い、台湾企業が量子発展の初期において、グローバルサプライチェーンを展開する実力を備えることができるようにすることを目標としており、量子台湾というビジョンを共に実践して、台湾を「シリコンアイランド」から世界競争力を備える「量子アイランド」へと進化させる、としている。

経済部部長(訳注: 部長は日本の大臣に相当)は次のように述べている: AI ブームが世界中を席捲した後、量子テクノロジーが、世界を根底から覆す次なる技術革命となりつつある。台湾は量子市場への参入において三つの強みを有する。第一に、技術面では、例えば量子コンピュータは絶対零度近くの極低温環境で動作させる必要があり、台湾の低温と常温とを接続する「コネクタ」技術は世界最強であり、制御 IC チップや部品に関しては世界を牛耳っている。第二に、製造面において、台湾は半導体製造プロセスと先端パッケージングに関して豊富な経験を有しており、ファウンドリからヘテロジニアスインテグレーション(異種チップ集積)に至るまで世界水準に達しており、これは量子ビットの作製においても重要な要素である。第三に、システム統合の面で、台湾企業は異なる技術やメーカーの部品を実用可能なシステムに統合することに長けており、これは量子コンピュータが実用化に向けて最も必要としている重要な能力である。これに対して、経済部は積極的に量子技術と産業戦略展開を進めており、すでに具体的な成果を上げている。それには-269°Cに耐えられる低

温制御 IC チップを開発して、海外企業との提携を実現したこと（例えば米国 SEEQC 社との量子チップの開発、米国 Rigetti Computing 社との低温モジュールの開発）が含まれ、台湾の量子分野における盤石な基盤を築くものとなった。企業が量子市場に参入し、国際標準に準拠して、積極的に受注できるように、経済部は「量子産業技術推動オフィス」の設置を決定した。重要な推進者の役割を担うだけでなく、工業技術研究院の開発力と産業界の実力を統合して、国際競争力を有する量子産業エコシステムを構築する。

経済部産業技術司 (Department of Industrial Technology, MOEA) によると、「量子産業技術推動オフィス」は「協力、拠点の設置、連結」という3つの主軸を推進していくという。第一に、国際協力と拠点の設置を推進するため、量子分野における世界のリーディングカンパニーに対して台湾での研究開発拠点の設置を働きかける。拠点設置だけに止まらず、地元のサプライチェーンへの積極的な参加も推進していく。第二に、産業界への技術指導を強化する。経済部の科技專案プログラム (Technology Development Program, TDP) や指導制度を通じて、企業にとっての参入ハードルを引き下げて、投資意欲のある企業がキーテクノロジーと的確にマッチングできるようにする。第三に、定期的なフォーラムやマッチング会議を通じて、産学研間の距離を縮めるための分野横断的な交流プラットフォームを構築し、技術力を実質的なビジネスチャンスへと転換していく。

「量子産業技術推動オフィス」が「産業チェーンの統合者」と「世界とのリンクの拠点」という二つの役割を担い、産業界が同業組合・協会と連携して常設の産学研間交流プラットフォームと国際協力ネットワークを確立することで、海外の技術先進国との提携とリソースのリンクを強化し、技術導入を加速して、重要な量子部品の製造と応用サービスを全力で発展させていく。経済部は産学研とともに国内量子産業によるグローバルサプライチェーン構築を強化し、「量子台湾」というビジョンを共同で推進して、世界のハイテク産業における重要な地位を盤石なものとしていく。(2026年4月)

J260402Y5

03 台仏間の産業革新協力は重要な段階へ、6件のR&D提携プロジェクトが始動

経済部は2026年3月31日に訪問団を率いてフランスを訪れ、最初に推進した台仏双方のプロジェクト募集を通じて提携プロジェクト6件を立ち上げるのに成功したと発表した。2026年6月には第二期プロジェクト募集を行う予定。さらに工業技術研究院 (ITRI) と世界の衛星通信大手 Eutelsat 社が協力覚書に調印した。双方の協力は、台湾企業が欧州の低軌道衛星サプライチェーンに参入するのに役立つとみられている。

2025年に署名された「産業革新・R&D提携覚書」に基づき、台湾とフランスは初めてプロジェクト共同公募 (joint call) システムを推進した。台湾の産業発展署 (Industrial Development Administration, MOEA)、産業技術司 (Department of Industrial Technology, MOEA) が仏 Bpifrance (フランスの公共投資銀行) と共同でこれを支援しており、初年度には10件の応募があり、6件の代表的な国際協力プロジェクトが最終的に承認された。今回承認された6件の協力プロジェクトは人工知能 (AI)、ハイ・パフォーマンス・コンピュー

ティング (high-performance computing、HPC)、シリコンフォトニクス (Silicon Photonics)、最先端ディスプレイ、及び生物医学応用等の重要な技術分野に焦点を当てたもので、将来を見据えたビジョンと産業応用の可能性を兼ね備えている。

低軌道衛星及び通信の分野では、ITRI と Eutelsat 社が協力覚書に調印し、今後はサプライチェーンにおける提携と導入、産業エコシステムのリンク、及び重要通信技術の R&D 等の方面に重点を置いて、協力を展開していく。また、台湾の通信レジリエンス (強靱性) とグローバル市場への連結性をさらに強化するため、6G 衛星通信規格、マルチ軌道統合アプリケーション (GEO-LEO) 及び衛星ブロードバンドのアプリケーション・シナリオを共同で開発する。無人機の分野では、将来のビジネスチャンスを共同で開拓するため、欧州の大手無人機メーカーとサプライチェーン協力について交渉を進めていく。

経済部によると、台仏双方は今後も協力関係を深め、第二期プロジェクト募集では、無人機 (非中国のサプライチェーン)、半導体、ロボット、航空宇宙及び低軌道衛星、通信、バイオ・医薬、IT スタートアップ、循環型経済、及び洋上風力発電等の方面に焦点を当てるといふ。双方の政府による、協力プラットフォームの継続的な構築や産業のニーズと技術リソースのマッチングを通じて、台湾企業をフランスの技術、研究開発及び市場における優位性と結びつけ、共同でグローバル市場を開拓し、より安全で強靱なグローバルサプライチェーンを構築するのに協力していく。(2026 年 4 月)

J260415Y6

04 2025 年税関が摘発した模造品トップ 3 は、タバコ、医薬品、衣類

財政部関務署 (Customs Administration, MOF) の統計によると、2025 年の知的財産権侵害の摘発件数は計 430 件に達し、摘発した模造品の数量は 492 万点に上り、その市価は 9 億新台幣ドルを上回っており、(これらの成果は) 違法行為を撲滅し、市場の公正性を守るという税関の決意を十分に表している。

2025 年の主な摘発模造品はトップ 3 がタバコ、医薬品、衣類であった。ボーダレスな電子商取引や国際小包の普及に伴い、違法業者の多くは海上/航空のエクスプレス貨物やコンテナへの隠匿などの方法でごまかして模造品を輸入している。税関では、健康に影響を及ぼす模造タバコや医薬品を水際管制における重点的な摘発のターゲットとして、品質が劣る模造品が国内市場に流入することを厳しく食い止めるとしている。

「模造品の国内市場流入防止」政策を実現するため、税関は 2025 年に捜査方法を改良し続け、ビッグデータと AI を運用して高リスクの企業や原産国を分析した他、国内外の有名ブランドの権利者と積極的に協力し、合計 8 回にわたり真正品と模造品の識別に関する研修会を開いて、第一線にいる税関職員の専門能力を強化し、官民協力を通じて模造品捜査の成果を高めることを目指した。(2026 年 4 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 特許実案意匠

■ 判決分類：特許実案意匠

I 審判理由で引用された無効審判の証拠内容が、審判請求理由で提出された証拠及び理由の範囲を逸脱しないならば、「職権審理」ではない

■ ハイライト

原告（特許権者）は2021年2月1日に被告に対して「ガス密度増加による材料反りを抑制する方法（原文：利用増加氣體密度抑制材料翹曲的方法）」の特許出願を行い、その特許請求の範囲（請求項）は計6項であり、被告（知的財産局）により特許された（公告番号第1740779号、以下「係争特許」という）。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許が特許時の専利法第22条第2項規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。被告は審理の結果、「請求項1～6の無効請求は成立し、特許を無効とする」処分（以下「原処分」という）を下した。原告はこれを不服として、行政訴願を提起し、經濟部は棄却することを決定した。原告はさらにこれを不服として、訴訟を提起した。知的財産及び商事裁判所は、本件には甲第4号証～甲第6号証という多数の証拠があり、各証拠をいかに組み合わせるかは、参加人がすでに提出した理由と証拠に属するものであり、特許主務官庁、即ち被告は無効審判の請求の趣旨及び争点の範囲において判断を下すことができ、原告が指摘している職権審理の事情はなく、被告は原告と参加人が陳述した後、対比において無効審判請求の理由と証拠に記載されている技術的特徴を全体的に対比して原処分を下しており、原告が主張するところの、原告に期限内に答弁する機会を与えず、被告には裁量の余地がなく、専利法第75条及び行政手続法第102条に違反しているという事情はないとして、原告の請求を棄却する判決を下した。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】113年度行專訴字第50号

【裁判期日】2025年5月28日

【裁判事由】特許無効審判（審決取消）

原告 印能科技股份有限公司（ABLEPRINT TECHNOLOGY CO., LTD.）

被告 經濟部知的財産局

参加人 歐門科技股份有限公司（Oven Technology Inc.）

上記当事者間の特許無効審判（審決取消）事件について、原告は經濟部の2024年7月29日付経法字第11317303850号訴願決定を不服として、行政訴訟を提起した。本裁判所は参加人に本件被告の訴訟へ独立して参加するよう命じた。本裁判所は次の通りに判決する。

主文

- 一、原告の訴えを棄却する。
- 二、訴訟費用は原告の負担とする。

一、事実要約

原告（特許権者）は2021年2月1日に被告に対して「ガス密度増加による材料反りを抑制する方法（原文：利用増加氣體密度抑制材料翹曲的方法）」の特許出願を行い、その特許請求の範囲（請求項）は計6項であり、被告（知的財産局）により特許された（公告番号第I740779号、以下「係争特許」という）。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許が特許時の専利法第22条第2項規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。被告は2024年1月24日付（113）智専議（二）04181字第0000000000号無効審判審決書を以って「請求項1～6の無効請求は成立し、特許を無効とする」処分（以下「原処分」という、甲第2号証）を下した。原告はこれを不服として、行政訴願を提起し、經濟部は同年7月29日付経法字第0000000000号訴願決定書を以って訴願を棄却することを決定した（甲第3号証）。原告はさらにこれを不服として、本裁判所に訴訟を提起した。本裁判所は、本件訴訟の結果、訴願決定及び原処分を取り消すことを認めた場合、参加人の権利又は法律上の利益に損害を与えると認め、職権により参加人に本件被告の訴訟へ独立して参加するよう命じた。

二、両方当事者の請求内容

- （一）原告の請求：訴願決定及び原処分を取り消す。
- （二）被告の答弁：原告の訴えを棄却する。
- （三）参加人の趣旨：原告の訴えを棄却する。

三、本件の争点

- （一）手続き方面：原処分には専利法第75条及び行政手続法第102条規定の違反があったのか。
- （二）係争特許の特許請求の範囲で特定されている「第一所定温度」と「第二所定温度」の意味をどのように解釈すべきか。
- （三）甲第4、5号証の組合せは、係争特許請求項1の進歩性欠如を証明するのに足るのか。
- （四）甲第4、5、6号証の組合せは、係争特許請求項2の進歩性欠如を証明するのに足るのか。
- （五）甲第4、5号証の組合せは、係争特許請求項3の進歩性欠如を証明するのに足るのか。
- （六）甲第4、5号証の組合せは、係争特許請求項4の進歩性欠如を証明するのに足るのか。
- （七）甲第4、5号証の組合せは、係争特許請求項5の進歩性欠如を証明するのに足るのか。
- （八）甲第4、5号証の組合せは、係争特許請求項6の進歩性欠如を証明するのに足るのか。

四、判決理由の要約

- (一) 係争特許の特許請求の範囲で特定されている「第一所定温度」と「第二所定温度」の解釈：

係争特許が解決しようとしている温度均一性の問題において、反りを効果的に抑制するためには、加工対象部品そのものの温度均一性に注目すべきである。そして係争特許の明細書には加工対象が半導体素子（係争特許明細書【0001】段落）又はウエハ（明細書第【0002】段落）であってよいとあるため、係争特許の特許請求の範囲における「第一所定温度」、「第二所定温度」は「加工対象物の異なる段階における温度」と解釈すべきであり、係争特許の技術思想と実際の応用の状況により合致し、係争特許の「半導体素子の反りを抑制する」という発明の目的をより達成できる。

- (二) 甲第 4、5 号証の組合せは、係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る：

- 1、「甲第 5 号証を主要引例として、甲第 4 号証をその他の引例とする」場合の技術分析：

以上をまとめると、甲第 5 号証のみに係争特許請求項 1 のすべての技術的特徴が開示されており、甲第 5 号証及び甲第 4 号証はいずれもチップ接合の技術分野に属し、かついずれも処理チャンバのガスを加圧及び加熱することでチップ接合工程を行うものであるため、機能と作用の共通性を有している。その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下、当業者)が甲第 5 号証と甲第 4 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 1 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4 号証と甲第 5 号証の組合せは係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。

- 2、「甲第 4 号証を主要引例として、甲第 5 号証をその他の引例とする」場合の技術分析：

甲第 4 号証と甲第 5 号証の組合せには係争特許請求項 1 のすべての技術的特徴が開示されており、甲第 4 号証及び甲第 5 号証はいずれもチップ接合の技術分野に属し、かついずれも処理チャンバのガスを加圧及び加熱することでチップ接合工程を行うものであるため、機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4 号証と甲第 5 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 1 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4 号証と甲第 5 号証の組合せは係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。

- 3、したがって、主要引例が甲第 5 号証と甲第 4 号証のいずれであるにかかわらず、両引例の技術内容を全体的に判断すると、甲第 4 号証と甲第 5 号証の組合せは係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。

- (三) 甲第 4、5、6 号証の組合せは、係争特許請求項 2 の進歩性欠如を証明するに足る：

甲第 4、5、6 号証の組合せには係争特許請求項 2 のすべての技術的特徴が開示されており、甲第 4、5、6 号証にはいずれも処理チャンバ内の圧力を特定の値にまで上昇させることが開示されており、その作用はいずれもチップの反りを防止することである（甲第 4 号証には実質的に暗示さ

れており、甲第 5、6 号証には直接開示されている) ため、機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4、5、6 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 2 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4、5、6 号証の組合せは係争特許請求項 2 の進歩性欠如を証明するに足る。

(四) 甲第 4、5 号証の組合せは、係争特許請求項 3 の進歩性欠如を証明するに足る：

甲第 4、5 号証の組合せには係争特許請求項 3 「工程(b)における少なくとも 1 種類のガスが所定量のガス分子を有し、前記所定量のガス分子により前記処理チャンバが所定圧力を維持し、前記所定量のガス分子により前記処理チャンバ内のガス温度の均一性を制御する、請求項 1 に記載のガス密度増加により材料反りを抑制する方法」のすべての技術的特徴が開示されており、甲第 4、5 号証にはいずれも処理チャンバ内の圧力を特定の値にまで上昇させることが開示されており、甲第 4 号証には「材料反りを抑制する」ことが開示されていないが、当業者にとって、複数のチップがより高いガスの押圧力を受けてその反りを抑制できることは、甲第 4 号証が実質的に暗示している内容であり、その作用はいずれもチップの反り防止であり、そして甲第 5 号証には反り防止が直接開示されているため、甲第 4、5 号証は機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4、5 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 3 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4、5 号証の組合せは係争特許請求項 3 の進歩性欠如を証明するに足る。

(五) 甲第 4、5 号証の組合せは、係争特許請求項 4 の進歩性欠如を証明するに足る：

甲第 4、5 号証の組合せには係争特許請求項 4 「前記処理チャンバ内の前記第一所定温度が 60℃乃至 1500℃の範囲内に設定される、請求項 1 に記載のガス密度増加により材料反りを抑制する方法」のすべての技術的特徴が開示されており、甲第 4、5 号証にはいずれも処理チャンバ内の圧力を特定の値にまで上昇させることが開示されており、その作用はいずれもチップの反りを防止することである(甲第 4 号証には実質的に暗示されており、甲第 5 号証には直接開示されている) ため、機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4、5 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 4 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4、5 号証の組合せは係争特許請求項 4 の進歩性欠如を証明するに足る。

(六) 甲第 4、5 号証の組合せは、係争特許請求項 5 の進歩性欠如を証明するに足る：

甲第 4、5 号証の組合せには係争特許請求項 5 「前記処理チャンバ内の前記第二所定温度が 25℃超、100℃以下の範囲内に設定され、前記第二所定温度が前記第一所定温度よりも低い、請求項 1 に記載のガス密度増加により材料反りを抑制する方法」のすべての技術的特徴が開示されている。甲第 4、5 号証にはいずれも処理チャンバ内の圧力を特定の値にまで上昇させることが開示されており、その作用はいずれもチップの反りを防止することである(甲第 4 号証には実質的に暗示されており、甲第 5 号証には

直接開示されている) ため、機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4、5 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 5 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4、5 号証の組合せは係争特許請求項 5 の進歩性欠如を証明するに足る。

(七) 甲第 4、5 号証の組合せは、係争特許請求項 6 の進歩性欠如を証明するに足る：

甲第 4、5 号証の組合せには係争特許請求項 6「前記処理チャンバ内の前記所定圧力が 1.3 気圧 (atm) より高く、100 気圧 (atm) より低い範囲内に設定される、請求項 1 に記載のガス密度増加により材料反りを抑制する方法」のすべての技術的特徴が開示されている。甲第 4、5 号証にはいずれも処理チャンバ内の圧力を特定の値にまで上昇させることが開示されており、その作用はいずれもチップの反りを防止することである(甲第 4 号証には実質的に暗示されており、甲第 5 号証には直接開示されている) ため、機能と作用の共通性を有している。当業者が甲第 4、5 号証の技術内容を組み合わせて係争特許請求項 6 に係る発明を完成しようとする動機付けが十分にあるため、甲第 4、5 号証の組合せは係争特許請求項 6 の進歩性欠如を証明するに足る。

(八) 原処分に、専利法第 75 条及び行政手続法第 102 条規定の違反はない：
参考人が提出した無効審判請求理由書(原文：舉發理由書)及び原処分が引用した甲第 4、5 号証の内容の対比：

- 1、無効審判請求理由書では甲第 4 号証の明細書【0012】、【0055】乃至【0062】、【0063】乃至【0068】段落が開示され、原処分では甲第 4 号証の明細書【0066】、【0061】段落が開示されており、よって原処分は無効審判請求理由書が指摘する甲第 4 号証の範囲から逸脱していない。
- 2、無効審判請求理由書では甲第 5 号証の明細書【0064】段落(図 8 と図 9 に示されている接合過程の解釈に用いられている)、【0066】乃至【0074】段落(図 8 と図 9 に合わせて、工程 A3~A5《等温加圧、等圧加熱、等温等圧》を説明するのに用いられている)、【0072】段落(特に 1~2 行目では、加熱機構 151 の昇温とウェハ W の加熱の過程が描述されている)、【0075】段落(工程 A6《圧力維持温度下降》について描述されており、加熱機構 151 の温度下降、ウェハ W の冷却及び第三の温度 T3 の設定が含まれる)、【0089】段落(工程 B2 において、ウェハ W がいかに間接的に加熱されるかの説明に用いられている)、図 8、図 9 (フローチャート及び説明図で、接合過程における圧力と温度の変化を説明するのに用いられている)、及び図 10 (接合工程におけるウェハ W の状態を説明するのに用いられている) が引用されている。原処分では甲第 5 号証の明細書【0066】、【0069】、【0072】、【0073】、【0075】、【0076】、【0089】段落、図 8 及び図 9 が引用されている。【0076】を除き、原処分は無効審判請求理由書が指摘する甲第 5 号証の範囲から逸脱していない。
- 3、甲第 4 号証と甲第 5 号証は出願人が同じであり、両者の発明内容の核心部分(密閉された処理チャンバ、載置台、加熱機構及びガス供給機構を利用して、ガスの加熱と加圧によりチップと基板の接合において基板

の反りを回避することを実現できる)、装置結構の核心部分(両者の選択図はいずれも図7であり、構造の符号も完全に一致している)、基本的な操作原理は類似性が極めて高く、製造工程における加熱と加圧の時系列に差異があるにすぎない。原処分第8乃至9頁の理由(五)、1.、(6)には、甲第4号証と甲第5号証は関連性が高いことが述べられており、甲第5号証と甲第4号証の開示する技術内容の相互運用性を説明することを旨としている。両者の明細書の技術内容は高度に類似し、一部は完全に同じである。よって甲第5号証と甲第4号証で共通する技術内容と係争特許請求項1の部分の素子とについて対比を行うことは、参加人の無効審判請求理由の範囲(例えば甲第5号証と甲第4号証が開示している基板の反り防止に係る技術内容は、いずれも係争特許請求項1の要件番号1Aに対応し、甲第5号証と甲第4号証が開示している処理チェンバ100は、いずれも係争特許請求項1の要件番号1Bに対応している)を越えているとは言い難い。たとえ本裁判所が斟酌した結果、甲第5号証の実施例一(図9)を採用しなかったとしても、甲第5号証のもう一つの実施例二(図16)には係争特許請求項1の要件番号1C、1Dと完全に一致する製造工程が開示されているため、本裁判所は知的財産事件審理法第6条第4項規定により、当事者に甲第5号証の図16について意見を述べるよう命じて、これを判決の根拠とすることができる。

- 4、参加人は無効審判の段階において甲第4号証乃至甲第6号証を提出しており、いずれが最も近い先行技術であるについて具体的に指摘していないが、それが主張する具体的な事実と、各具体的な事実と証拠との関係に対する説明から見て、参加人は当時、甲第4号証を主要引例、甲第5、6号証をその他の引例としていたはずである。原処分第4乃至16頁の理由「(五)争点の判断」により、被告は甲第5号証を主要引例、甲第4、6号証をその他の引例としている。もちろん参加人の無効審判請求理由と被告が行った原処分は、主要引例及び行われた技術的特徴の対比に違いがあるが、本件は甲第4号証乃至甲第6号証という多数の引例が存在し、各引例をいかに組み合わせるかは、参加人がすでに提出している理由と証拠に属するものである。特許主務官庁、即ち被告は無効審判の請求の趣旨及び争点の範囲において判断を下すことができ、原告が指摘している職権審理の事情はなく、被告は原告と参加人が陳述した後、対比において無効審判請求の理由と証拠に記載されている技術的特徴を全体的に対比して原処分を下しており、原告が主張するところの、期限内に答弁する機会を与えず、被告には裁量の余地がなく、専利法第75条及び行政手続法第102条に違反しているという事情はない。さらに、参加人は本裁判所の審理において、甲第5号証を主要引例とすることを表明しており(本裁判所ファイル二第150頁)、本裁判所は項目毎に各争点について詳細に列挙し、当事者に意見を陳述するよう命じており、準備手続及び口頭弁論手続において、当事者による口頭弁論を詳細に行い、双方及び参加人はこの紛争に関して、本裁判所の審理において十分な攻防を行った。本裁判所は主要引例が甲第5号証であるか、甲第4号証であるかに関わらず、全体的な技術的特徴の対比を通じて、甲第

4号証及び甲第5号証の組合せが係争特許請求項1の進歩性欠如を証明するに足ると認定する。

5、特許に無効審判が請求された場合、特許権者は訂正するか否かを自ら評価しなければならず、とくに無効審判請求が成立する可能性がある特許権について特許権者が訂正を提出し、訂正関連規定に適合するならば、その特許は存続できる機会を得ることができるようにしており、行政訴訟において特許権者の訂正権を保障すべきか否かは、特許権者、無効審判請求人及び一般大衆の間で相反する利益のバランスに関わると同時に、当事者の紛争の一次的解決及び訴訟経済を考慮して、知的財産事件審理制度が行われており、裁判所は民事事件において特許の有効性を自ら判断することができ、かつ行政事件においては同一の無効理由で提出された新証拠を審理することができ(知的財産事件審理法第41条、第70条規定を参照)、各方面の利益保障を調和させ、手続きの公正さを維持するため、本裁判所は原告に主要引例が甲第4号証と甲第5号証のいずれであるかによって、技術的な評価に違いはあるのかを質問している。かりに原告が原処分段階において甲第5号証を主要引例とすることを知っていたならば、原告は訂正した可能性があったのか。原告は、主要引例が異なると、思考過程に必ず違いが生じ、かつ抽象的に訂正の可能性が必ず存在し、本件の具体的なケースにおいて当事者と討論する必要がある等々と主張している(本裁判所ファイル第151頁)。その後の訴状において、訴訟手続き中に権利の範囲を訂正することがもはや不可能になったため、訂正に対する利益が当然影響を受け、そして訴願手続きや訴訟手続きによって意見陳述の機会が与えられたからといって、被告の手続き上の瑕疵が自動的に修正されるわけではない云々と主張している。本件被告及び参加人は依然として無効審判の証拠を援用しているため、本裁判所は争点を説明し、当事者に対し係争特許の有効性について十分に議論する機会を与えており、また、原告に訂正を行う可能性について尋ねたところ、原告は自ら評価した後、特許権の訂正の具体的な要求を表明していない。したがって、本裁判所は本件のすべての事実証拠に基づいて係争特許の有効性を直接判断することができ、被告に差し戻して主要な証拠の優先順位について改めて処分させる必要はない。

6、原告はまた、原処分では直接第TZ000000000A、CZ000000000A、CZ000000000A号を補助証拠として引用して、係争特許請求項2の進歩性欠如を認定しており、参加人が主張する理由と証拠を越え、原告に答弁するように通知もしていない云々と主張している。

(1) 原処分作成時の専利審査基準(2017年版)第二篇三章「特許要件」3.6「審査の留意事項」(5)には「特許出願に係る発明が進歩性を有しないと認定する時は、原則的には関連の先行技術である引用文献を添付すべきである。ただし、その先行技術が一般知識(本章3.2.1「その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者」を参照)であれば、引用文献を添付する必要はないが、拒絶理由通知書及び拒絶査定書には十分に理由を明記すべきである。」と規定されている。

- (2) 原処分第 12 頁の理由(五)、2.、(2)において係争特許請求項 2 で特定されている材料の反りを抑制するのに用いる加圧ガスが空気及び／又は窒素であることは一般知識であり、審査基準における前記規定でいう十分に理由を説明することに適合するものであると認め、被告は係争特許の先行技術 3 件（即ち TZ000000000A、CZ000000000A、CZ000000000A）を補助証拠として提供し、係争特許の出願前に空気又は窒素を加圧ガスとすることは、当該技術分野の文献に多数開示されており、一般知識に該当し、前記審査基準の規定に適合することを説明している。況してや被告は同じ段落で「以上の先行技術である特許文献は、処理チェンバの加圧ガスに空気又は窒素を使用することは出願当時の通常の知識であることを証明するのに用いるもので、証拠 1 に開示される加圧ガスを証明するのに用いる補助証拠であり、係争特許を対比する新証拠ではない」と説明しているため、原告の前記主張は確かに採用できるものではない。
- (3) 原告は、被告が無効審判の段階で参加人に対し原証拠の完全な中国語訳を提出するよう命じず、原処分を下したと主張し、その根拠として最高行政裁判所 104 年度判字第 78 号行政判決の見解を引用した。しかしながら、專利審査基準第五篇第一章「專利權の無効審判」4.3.2.2.2.2 「外国語証拠とその中国語訳文」には「證明書類が外国語である場合は、審理時に、必要に応じて出願人に対して中国語訳文又は抄訳文を添付するよう通知することができる。証拠が外国語書証である場合は、無効審判請求人に対して当該証拠の事実に関する部分の中国語訳文又は抄訳文を添付するよう通知することができる。外国語書証に対比するに足る図面が明確に開示されている場合は、中国語訳文の添付は必要としない。中国語訳文が外国語と一致しない、又は無効審判請求人が中国語訳文を補充提出していない場合は、依然として証拠に基づいて審理しなければならない。」と規定されている。これにより外国語証拠の中国語訳文については、審判官が必要がないと認めるならば、無効審判請求人に添付するよう通知する必要はなく、かつ中国語訳文が外国語と一致しない、又は無効審判請求人が中国語訳文を補充提出していない場合は、依然として証拠に基づいて審理しなければならず、外国語証拠を排除するものではない。また前記最高行政裁判所の判決では、当該事件の参加人が正確な中国語訳文を提出せず、無効審判の審決処分、訴願決定及び第一審裁判所の判決がいずれも誤った証拠事実に基づくもので、かつその判断の基盤を揺るがすに十分であり、その結論が正確であるとは言い難いため、一審判決を破棄すると指摘している。本件参加人は本裁判所の審理において始めて中国語訳文を提出しているが、甲第 5 号証の技術についての判断の正当性に影響しないこととは異なる。よって原告のこの部分の主張はなお採用できない。

五、以上の次第で、全体的な技術的特徴の対比により、甲第 4 号証、甲第 5 号証の組合せ又は甲第 4、5、6 号証の組合せが係争特許請求項 1 乃至 6 の進

歩性欠如を証明するに足り、かつ原処分は専利法第 75 条及び行政手続法第 102 条規定に違反しておらず、被告による上記係争特許請求項に対する無効審判請求成立の処分は、合法であり、訴願決定を維持することも法規に合わないものではなく、原告が取消しを請求することには理由がなく、棄却すべきである。知的財産事件審理法第 2 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文の通り判決する。

2025 年 5 月 28 日
知的財産第一法廷
裁判長 汪漢卿
裁判官 陳端宜
裁判官 蔡惠如

TIPLO

台灣國際專利法律事務所
TIPLo Attorneys-at-Law/
Taiwan International Patent & Law Office

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号
偉成大樓 7 階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿 2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

